

浜松市立城北小学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は浜松市立城北小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教師が協力して相互の教養を高め、児童のより良い環境を作ることにより福祉を増進し、心身共に健康な児童の成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 良い保護者、良い教師となるように努力する。
2. 民主的な教育に対する理解を深め、学校教育に対して協力する。
3. 家庭と学校が一体となって児童の活動を援助保護するとともに、その指導にあたる。
4. 児童の生活環境を良くするとともに、家庭教育、社会教育の向上・振興に協力する。
5. 地域社会における連帯感と市民性の育成に努める。
6. 会員相互の研修をはかる。

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または本会役員の名で公私の選挙候補者を推薦しない。
4. 本会は学校の施設環境などの改善向上に協力し、直接学校の管理や教師の人事には干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は次の通りとする。

1. 城北小学校に在籍する児童の保護者。
2. 同校に在籍する教師。

第5章 役員及び委員

第6条 本会に次の役員及び委員を置き、任期は2年とし再任を妨げない。但し、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

1. 役員

- (1) 会長 1名（保護者）
- (2) 副会長 8名（保護者7、教頭1）
- (3) 会計監査 4名（保護者3、事務職員1）

2. 委員

- (1) 常任委員 6名
（専門部長5・教師代表1）※次年度からは人数変更あり
 - (2) 委員 若干名（学年委員・教師委員）
 - (3) 推薦を受けた常任委員並びに委員は、旧年度の常任委員と委員とによる新旧引き継ぎ会議の後、総会の承認を受けるまでその実務を行うことを妨げない。
3. 役員予定者及び役員予定者会議
 - (1) 役員予定者とは第7条によって選出された者のことであり、役員予定者によって構成された役員会を役員予定者会議という。
 4. 前会長及び校長は顧問とする。また、その他必要に応じて校外顧問若干名を置くことができる。

第7条 会長及び役員ならびに常任委員及び委員は本PTA会員であることを要し、総会において選任及び解任されるものとする。ただし、顧問たる前会長についてはこの限りではない。

2. 会長及び役員ならびに常任委員及び委員の選考方法についてはこれを別に定める。

第8条 役員及び委員が本会の体面を傷つけ、また、目的及び方針に反する行為を行った場合、総会の決議により役員及び委員を解任することができる。

第9条 役員及び委員の職務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
3. 常任委員は常任委員会の運営にあたり、且つ、緊急業務の遂行にあたる。
4. 委員は会員の意見を代表し、各種の企画並びに重要事項の審議にあたる。
5. 会計監査は、会計経理の監査を行い、必要に応じ監査報告を行う。
6. 書記担当副会長は、次の職務を行う。
 - (1) 総会及び常任委員会、委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 記録・通信その他の書類を保管する。
 - (3) 会長の指示に従って会の事務を行う。
7. 会計担当副会長は、次の職務を行う。
 - (1) 会計は、総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 年度末において、会計監査を経たのち、決算報告を行う。
 - (3) 本会の財産を管理する。
 - (4) 予算の立案について協力する。

第6章 専門部

第10条 本会の事業を遂行するため次の専門部を置く。

- 1 パトロール部 2 イベント部 3 交通整理部

第11条 専門部の組織は、別に定める規定による。

第7章 会議

第12条 本会の会議は、次の通りとする。

- 1 総会 2 常任委員会 3 役員会
4 専門部会 5 学年委員会 6 学級集会
7 学年集会

第13条 総会は会長が招集し、毎年度初めにすみやかに開催する。但し、会長が必要と認めるときは書面又は電子処理を用いた臨時総会を開くことができる。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出・白紙提出は賛成に含むものとする。

第14条 総会の機能は次の通りとする。

1. 規約の決定及び変更
2. 予算及び決算の審議
3. 活動計画の決定
4. そのほか必要と認められた事項

第15条 常任委員会は会長・副会長・常任委員、及び必要に応じて役員経験者をもって構成し、学校休業中を除き原則月1回程度開催するものとする。ただし、その開催については役員会で協議し、その都度判断するものとする。その機能は次の通りとする。

1. 総会及び委員会に提出する議案の作成
2. 総会及び委員会で、議決された事項の処理
3. 翌年度会長及び副会長の承認
4. そのほか必要な事項

第 16 条 役員会は会長・副会長・顧問、及び必要に応じて役員経験者をもって構成し、学校休業中を除き原則月 1 回開催するものとする。その機能は P T A 活動全般にわたり広く協議し、活動の方向性を決めるものとする。

第 17 条 専門部会は総会及び常任委員会の計画に基づいて必要な活動を行う。専門部会は、正・副部長・各専門部員でそれぞれ構成し、各専門事項について企画立案し、常任委員会へ提出する。但し、緊急を要する事項については、会長の承認を得て執行することができる。

第 18 条 役員並びに専門部が、学校と連携して学年に関する諸問題を取り扱う。

第 19 条 クラス・学年集会は保護者と担任教師をもって構成し、クラス・学年単位の諸活動・諸問題を討議するために学年委員及び学年部長が主催する。

第 20 条 会議の議決は出席者の半数以上の賛成がなければならない。

第 8 章 会 計

第 21 条 本会の経費は会費及び寄付金等をもってこれに当てる。

第 22 条 会員は会費として一児童・一律・年額 1,000 円の負担とする。但し、その金額は常任委員会において定め、総会の承認を得る。

第 23 条 本会の資産は、第 2 条の目的達成のため以外には使用できない。資産の使用時は支払証明書に記入し、会計・副会長・会長・学校長の審査を必要とする。支払い可能か判断が難しい場合、役員間での協議又は、会計監査人を含めた協議にて判断する。

第 24 条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

第 25 条 本会の予算編成は役員会において行い、総会の議決・承認を得なければならない。

第 26 条 本会の決算は会計監査を経て総会にはかり、承認を得なければならない。

第 27 条 会計に関する書類の保管期間は 2 年とする。

第 28 条 納入された会費及び寄付金は、原則返還しない。
年度途中の転出においては、返金しない。
年度途中の転入においては、その年度の P T A 会費は集金しない。

第 29 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 9 章 補 則

第 30 条 本規約の改正は常任委員会の審議を経て、総会の承認を経なければならない。

第 31 条 本会に下記帳簿を置く。
1 役員名簿 2 会議記録簿 3 会計簿 4 その他必要と認めるもの

第 32 条 会長は相互の親睦をはかり教養を高めるために同好会を置くことができる。

本規約は、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。

改正 平成 10 年 4 月 24 日

改正 平成 12 年 4 月 25 日

改正 平成 13 年 4 月 24 日

改正 平成 15 年 4 月 22 日

改正 平成 19 年 4 月 29 日
改正 平成 23 年 4 月 24 日
改正 平成 26 年 4 月 26 日
改正 平成 28 年 4 月 23 日
改正 令和 2 年 5 月 8 日
改正 令和 3 年 5 月 7 日
改正 令和 3 年 12 月 22 日
改正 令和 5 年 1 月 10 日

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

浜松市立城北小学校 P T A 専門部規約

第1条 専門部を次の3部門とし、それぞれの立場において活動する。

1 パトロール部 2 イベント部 3 交通整理部

第2条 各部に部長1名、副部長1名以上及び部員若干名を置く。(当年度、部長以外の部員より翌年度の部長を選出する。)

第3条 部員は学年委員及び担当教師とする。

第4条 各部の活動は、次の通りとする。

1. パトロール部

- (1) 校外生活全般にわたる指導(生活指導・交通安全指導)
- (2) 危険箇所の表示とパトロール

2. イベント部

- (1) 家庭・地域の教育力を高めるための研修
- (2) 役員並びに会員の研修
- (3) 会員相互の親睦を図るための企画
- (4) 児童及び会員の知識向上を図る

3. 交通整理部

- (1) 交通整理当番を円滑に実施するために必要な準備、連絡調整
- (2) 交通整理ボランティアに関する活動

付 記

役員並びに上記専門部においての活動は、次の通りとする。

- (1) 城北キッズサポーター活動の連絡調整
- (2) 各学年に関する諸問題について改善方法の協議
- (3) PTA 活動に関する広報

第5条 本規約の改正は役員会、常任委員会の審議を経て、常任委員会の承認を受け決定する。

本規約は、平成6年4月1日より実施する。

改正 平成23年4月24日
改正 平成30年3月2日
改正 令和2年5月8日
改正 令和3年12月22日
改正 令和5年1月10日

本規約は、令和5年4月1日から施行する。

浜松市立城北小学校 P T A 役員等選任規約

第 1 条 規約第 7 条 2 項の規定に基づき役員等の選任について定める。

第 2 条 会長及び副会長の選出は、次の方法による。

1. 会長は立候補並びに役員選考会によって選出された副会長候補の互選により選出し、総会の承認を得る。
 - (1) 役員選考に際し立候補を優先とする。
 - (2) 立候補者が所定の人数に満たない場合は、各地区の会員数等を考慮して選出人数を決定し、役員選考会を開催する。なお、当該年度の各地区の選出人数は役員選考委員会で決定し、常任委員会の承認を得る。
 - (3) 会長は原則として各地区持ち回りとする。
 - (4) 会長は教師を除く副会長候補から選出されるものとする。
2. 役員任期は原則として 2 年とし再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は 1 年ごととする。

第 3 条 立候補者が所定の人数に満たず、役員選考会を開催する場合は、開催時点で 4 年生の児童がいる会員を対象に選考を行うものとする。開催時期及び人数は役員選考委員会で決定し、速やかに対象者に連絡するものとする。

第 4 条 顧問は前会長及び校長が就任し総会にて報告する。前会長については例外として会員資格に関わらず就任することができる。

第 5 条 校外顧問は役員選考委員会の推薦により会長が委嘱し、総会にて報告する。

第 6 条 会計監査は、常任委員を経験した会員の中から役員等の推薦等により選出し、常任委員会及び総会の承認を得るものとする。なお、会計監査の任期は規約第 2 条に基づき 2 年とする。

第 7 条 常任委員及び委員の選出は、次の方法による。

1. 学年委員は専門部長となるものが内定しているものを含める。
2. 専門部長は専門部員の中から互選により選出する。
(当年度、部長以外の部員より翌年度の部長を選出する。)
3. 教師委員は教師の中から選出し、学年毎に 1 名とする。
4. 選考された常任委員は総会において承認を得るものとする。
5. 常任委員及び委員の任期は 1 年とし、再任を妨げないものとする。

第 8 条 役員選考委員会は次の通りとする。

1. 役員選考委員会は正副会長、顧問、翌年度会員でない常任委員により組織する。
2. 選考委員長は、翌年度会員でなくなる役員選考委員の中から選出し、常任委員会の承認を得るものとする。ただし、該当者がいない場合は委員会構成員中から推薦し、常任委員会で承認された者を選考委員長とする。

第 9 条 学年委員選出会は新年度が始まる前に、速やかに開催するものとする。なお、複数の児童がいる会員は原則として年長の児童のいる学年を選出対象とする。ただし、当該児童において役員及び委員を経験している場合には順次年少の児童のいる学年を対象とする。また、全ての児童にて役員及び委員を経験した場合には再び年長の児童のいる学年を選出対象とする。

第 10 条 会長及び副会長の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。

1. 会長経験者
2. 副会長経験者
3. 会計監査の任期満了後 5 年間
4. 常任委員を経て、城北小 P T A の委託により浜松市 P T A 連絡協議会の役員または委員等に就任し、その任期満了後 5 年間

第 11 条 学年委員の選出に際し、次の各号に該当するものは選考対象から除外する。ただし、立候補についてはこの限りではない。

1. 会長経験者
2. 副会長経験者
3. 会計監査経験者
4. 常任委員を経て、城北小 P T A の委託により浜松市 P T A 連絡協議会の役員または委員等を経験した者
5. 常任委員の任期満了後 5 年間

第 12 条 城北キッズサポーター活動の選考対象学年は、学年委員選考対象学年とする。ただし、選考対象学年が 1 年の場合で複数の児童がいる会員は年長の児童のいる学年を選考対象とする。

第 13 条 本規約の改正は役員会、常任委員会の審議を経て常任委員会の承認を受け決定する。

本規約は、平成 23 年 4 月 1 日より実施する。

- | | |
|----|------------------|
| 改正 | 平成 24 年 4 月 28 日 |
| 改正 | 平成 30 年 3 月 2 日 |
| 改正 | 令和 2 年 5 月 8 日 |
| 改正 | 令和 3 年 5 月 7 日 |
| 改正 | 令和 3 年 12 月 22 日 |
| 改正 | 令和 5 年 1 月 10 日 |

本規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。